

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第79号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「市税事務所市民税室担当課長」の右に「，固定資産税室担当課長」を加え，同条中第23項を第25項とし，第6項から第22項までを2項ずつ繰り下げ，同条第5項中「市税事務所固定資産税室」を「市税事務所支所」に改め，同項を同条第6項とし，同項の次に次の1項を加える。

7 市税事務所支所に属する職員は，その職にある間，辞令を用いることなく，市民税室及び納税室の職員に兼職されたものとみなす。

第1条第4項の次に次の1項を加える。

5 区役所等の区民部市民窓口課に属する職員は，その職にある間，辞令を用いることなく，市税事務所固定資産税室の職員に兼職されたものとみなす。ただし，第3項の規定により兼職されたものとみなされる職員を除く。

第2条第3項各号列記以外の部分中「及び第4項」を「から第5項まで」に改め，「ただし」の右に「，区役所出張所に属する職員にあつては第5号に掲げる事務（証明書の交付を請求された時点においては電子計算機の端末機から出力することができない事項のうち，税務職員が当該事項を入力することにより一時的に電子計算機の端末機から出力することができる事項に係る証明に関するものに限る。）及び第6号に掲げる事務に」を加え，「属する職員は，第6号」を「属する職員にあつては第7号」に改め，同項第6号を同項第7号とし，同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 固定資産税(償却資産に係るものを除く。)及び都市計画税に係る閲覧に関すること。

第2条第4項各号列記以外の部分中「前条第5項」を「前条第6項」に改め，同項第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車税に係る徴収金の賦課に関すること。

第2条第4項に次の3号を加える。

- (3) 軽自動車税に係る過料の決定に関すること。
- (4) 軽自動車税に係る証明に関すること。
- (5) 鑑札の交付に関すること。

第2条第18項各号列記以外の部分中「前条第22項」を「前条第24項」に、「同条第23項」を「同条第25項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項各号列記以外の部分中「前条第20項」を「前条第22項」に、「第21項」を「第23項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項各号列記以外の部分中「前条第19項」を「前条第21項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「前条第18項」を「前条第20項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「前条第16項」を「前条第18項」に、「第17項」を「第19項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「前条第15項」を「前条第17項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項各号列記以外の部分中「前条第14項」を「前条第16項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「前条第13項」を「前条第15項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「前条第12項」を「前条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項各号列記以外の部分中「前条第11項」を「前条第13項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「前条第10項」を「前条第12項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「前条第9項」を「前条第11項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「前条第8項」を「前条第10項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「前条第6項」を「前条第8項」に、「第7項」を「第9項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前条第7項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、次に掲げる事務に従事させる。

- (1) 軽自動車税に係る徴収金（軽自動車税に係る過料を含む。）の徴収に関すること。
- (2) 市税に係る証明に関すること。ただし、市民税室の所管に属するもの（個人の市民税に係るものに限る。）及び納税室の所管に属するものに限る。
- (3) 租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明に関すること。

#### 附 則

この規則は、令和2年1月6日から施行する。

(行財政局人事部人事課)